

定 款

HENNGE株式会社

一 改定履歴 一

1. 平成9年11月26日付制定（組織変更に伴う株式会社定款として）
2. 平成11年12月24日付一部改正
3. 平成11年12月27日付一部改正
4. 平成12年5月26日付一部改正
5. 平成12年12月22日付一部改正
6. 平成13年4月25日付一部改正
7. 平成13年12月4日付一部改正
8. 平成13年12月21日付一部改正
9. 平成16年12月17日付一部改正
10. 平成17年4月28日付一部改正
11. 平成18年12月25日付一部改正
12. 平成19年5月1日付一部改正
13. 平成25年12月25日付一部改正
14. 平成30年12月25日付一部改正
15. 2019年5月27日付 一部改正
16. 2019年6月30日付 一部改正
17. 2019年8月14日付 一部改正
18. 2019年9月1日付 一部改正
19. 2019年12月25日付 一部改正
20. 2022年1月1日付 一部改正
21. 2022年12月23日付 一部改正
22. 2023年3月24日付 附則削除
23. 2024年12月24日付 一部改正

定款

第1章 総則

(商号)

第1条

当社は、HENNGE株式会社と称し、英文では、HENNGE K.K.と表示する。

(目的)

第2条

当社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1 コンピュータ・ソフトウェアの企画、開発、設計、製造、構築、運用、保守、輸出入および販売
- 2 インターネット等のネットワークを介した情報処理サービスおよび情報提供サービス
- 3 コンピュータ・システムの分析、設計
- 4 コンピュータおよびコンピュータ・ソフトウェアの導入に関するコンサルティング
- 5 コンピュータおよびコンピュータ周辺機器の企画、開発、設計、製造、輸出入および販売
- 6 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

(公告方法)

第5条

当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条

当社の発行可能株式総数は、123,080,000株とする。

(単元株式数)

第7条

当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。
(2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
(3) 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料並びに株主の権利行使の手続き等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。
(2) 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
(2) 取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
(2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
(2) 前項の場合、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総

会) ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)
第18条

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条
(2)

当社の取締役は、14名以内とする。
前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第20条

(2)

取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3)

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(4)

当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

(5)

補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。

(任期)

第21条

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(2)

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(3)

任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

(2)

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2)

取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

- 第24条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- (2) 取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を定めるものとし、必要により取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の決議方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

- 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役はこれに署名または記名押印し、または電子署名を行う。

(取締役会規程)

- 第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

- 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

- 第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- (2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

- 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対

して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- (2) 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第34条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- (2) 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

- (2) 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(3) 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、第28期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- (2) 第28期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項に定めるところによる。